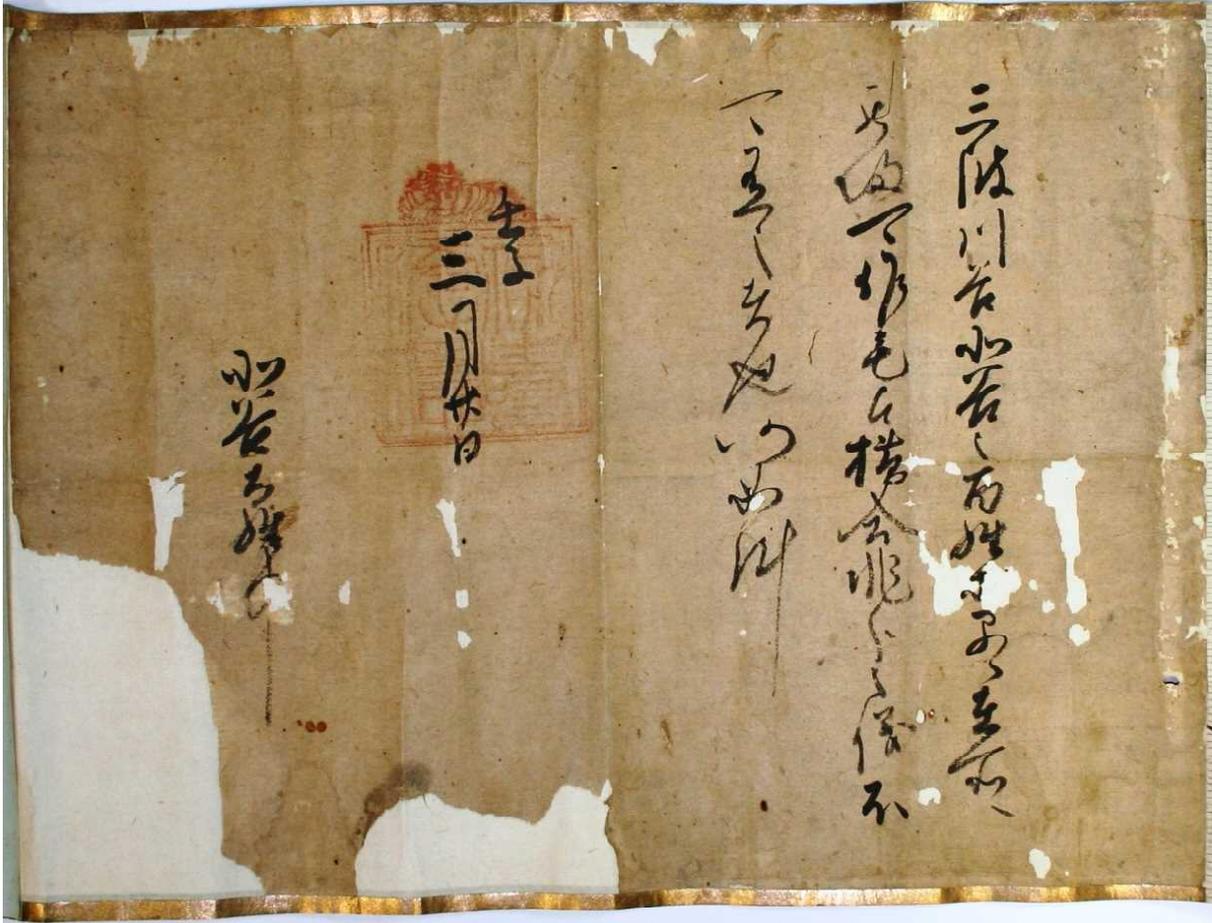


藤岡市三波川 飯塚家文書 と安中市五料 中島家文書

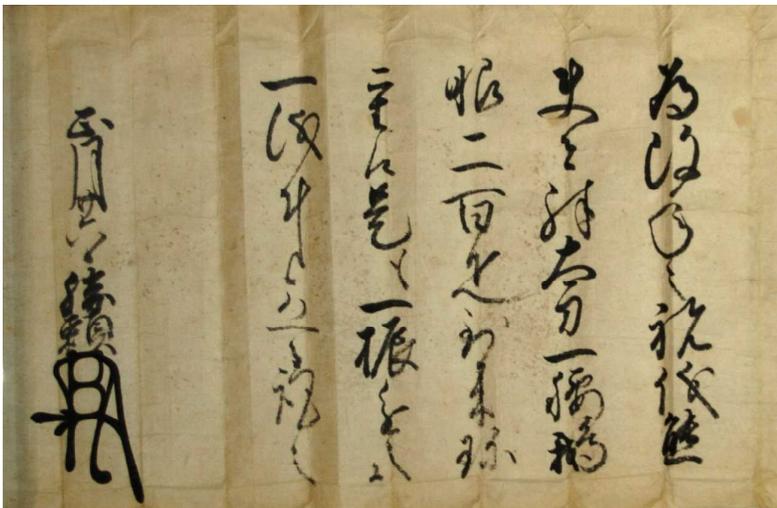
平成28年3月5日(土) ~ 平成28年5月29日(日)

1. 飯塚馨家の戦国期文書



北条家朱印状（壬子〔天文21〕年3月、飯塚馨家文書 P8214 No.12279）

この文書は、小田原（神奈川県）の北条氏康から北谷の百姓らに宛てた朱印状です。この年、氏康は関東管領上杉憲政がいる平井城（藤岡市）を攻めました。戦乱においては軍勢による掠奪や乱暴が横行します。山を隔てた三波川谷・北谷にも戦火が及んだのでしょう。百姓たちは、北条氏の陣に馳せ参じ、交渉して代価を支払い、北条軍による「横合非分」を禁止するための命令書（制札）を取得したのです。



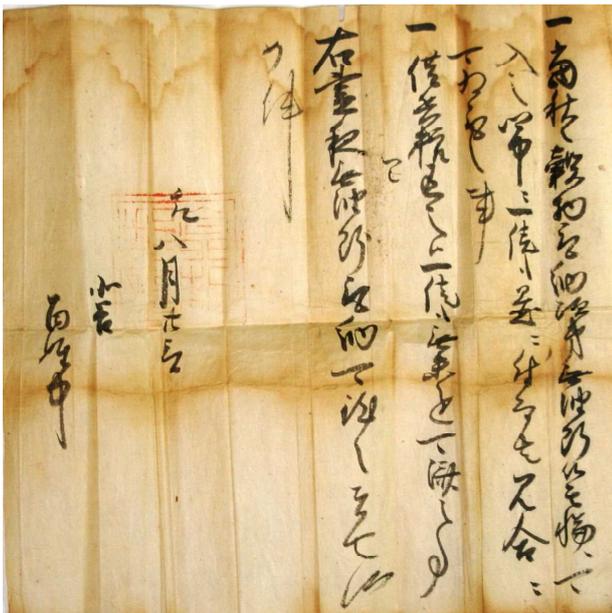
武田勝頼判物（年次不詳 正月、P8214 No.12297）

この文書は、宛先は切り取られていますが、包紙の上書きから、甲斐（山梨県）の武田勝頼が三ツ山城（藤岡市）城主長井政実宛てたものと考えられます。永禄9年（1566）に武田氏が箕輪城（高崎市）を攻め落とし、西上野の支配を進めていくなかで、政実も武田氏に従属したようです。勝頼は政実から「太刀一腰、鵝眼二百疋」を受け取り、その返礼として「(刀)一振」を送っています。「鵝眼（かがん）」とは、中国から輸入された渡来銭のことで、日本国内でも貨幣として流通していました。



北条氏邦朱印状（戊〔天正14〕年10月、飯塚馨家文書 P8214 No.12287）

この文書は、「北谷之郷」で行った検地による年貢高を書き上げたものです。天正10年（1582）の徳川家康との国分け協定により上野国が北条領になると、北条氏直は叔父の氏邦に箕輪城を任せ、沼田の真田氏攻略の拠点としました。北条氏は、天正13年以降、新田領（太田市）や西之庄（伊勢崎市）、女淵五郷（前橋市）などでも検地を行いました。県内で残っている検地書出は本文書のみです。



この文書は、北条氏邦が北谷の百姓らに宛てたものです。氏邦は、今秋収穫の穀物の「箕輪」（高崎市）への搬入と、未進分の「借兵糧」の納入を北谷の百姓に命じています。この頃、氏邦は沼田城（真田氏）への攻撃を続けています。秋の年貢を運び入れさせるだけでなく、郷村から兵糧を借り入れ、箕輪城を中心に戦闘に必要な兵糧を貯蓄していったのでしょう。この年、豊臣秀吉の侵攻に備えて北条領国内には動員令が出され、箕輪城の普請（工事）も行われています。

北条氏邦朱印状（亥〔天正15〕年8月、飯塚馨家文書 P8214 No.12289）

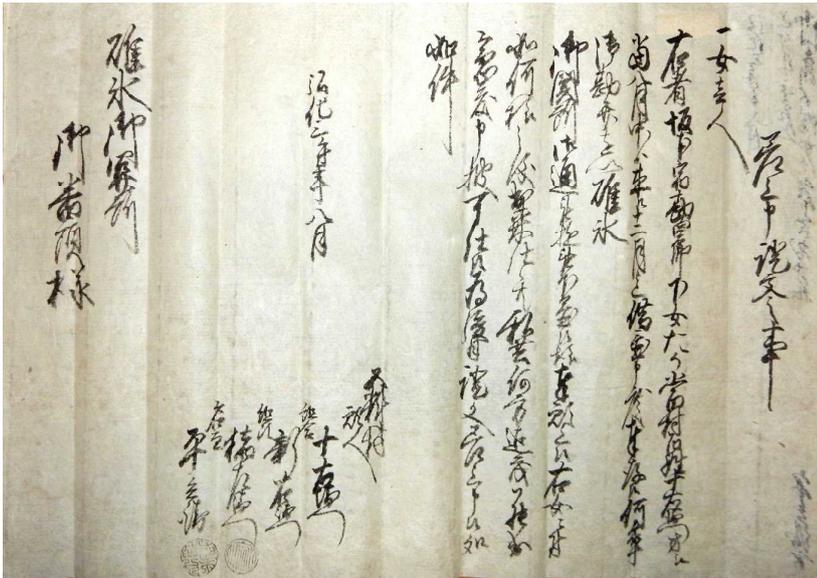


この文書は、北条家家臣猪俣邦憲が飯塚和泉守に5貫文の地を宛がったものです。その代わりに、飯塚氏は緊急時に「野伏」（野武士）を集めて参上するよう命令を受け、「触口」にも任じられました。「触口」とは北条領国内において支城主や郡代の命令を郷村内に伝達する役職です。

邦憲は、北条氏滅亡のきっかけとなった名胡桃事件を引き起こした人物として知られます。天正15年、北条氏邦によって箕輪城代に任命され、西上野の支配と沼田侵攻の一翼を担いました。

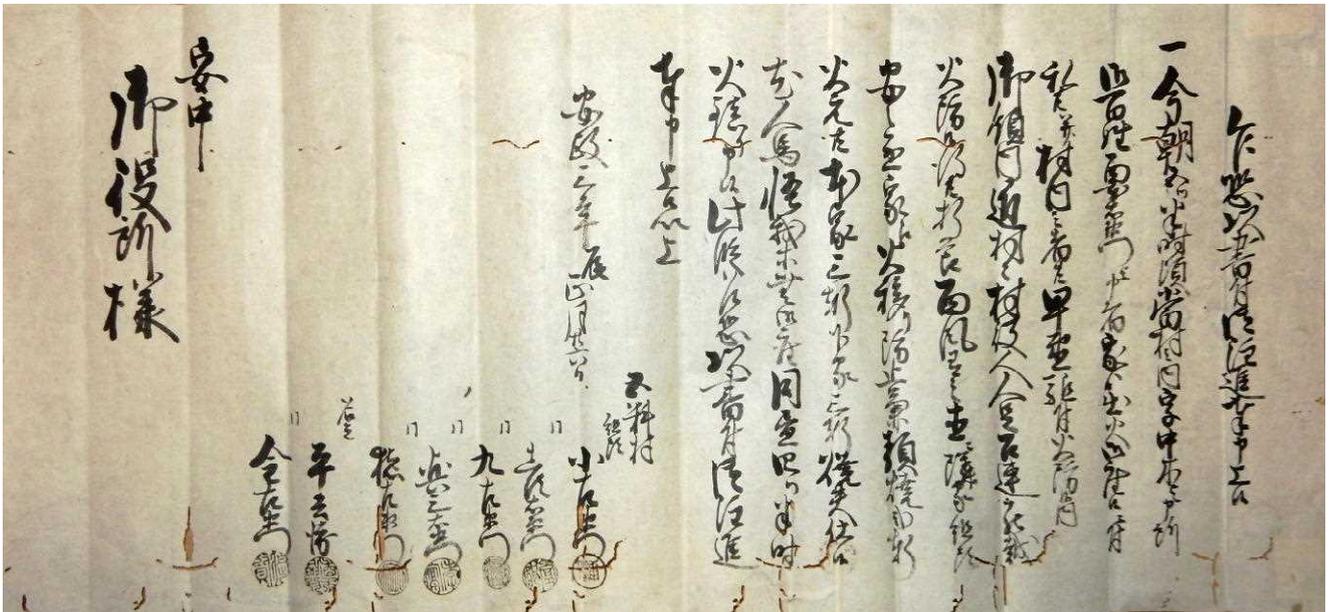
猪俣邦憲判物（亥〔天正15〕年9月、飯塚馨家文書 P8214 No.12291）

2. 中島徳造家の近世文書

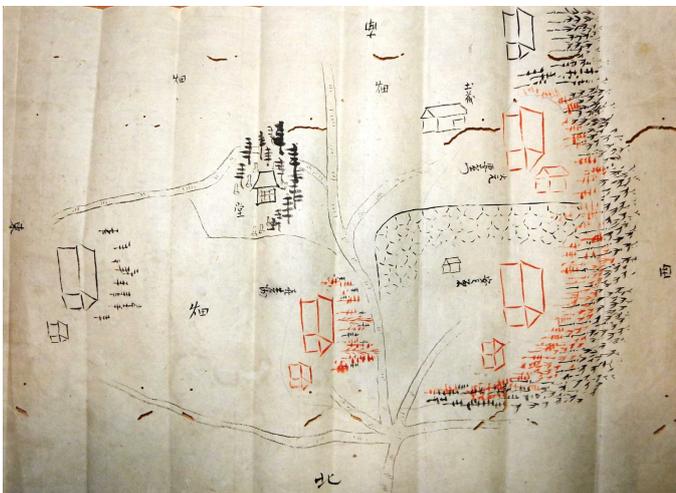


この文書は、五料村願人十右衛門・同村役人らから碓氷関所番頭（ばんがしら）に宛てて出された坂本宿下女の関所通り願いです。当時、五料村・坂本宿間の横川村に、安中藩が管理する碓氷関所がありました。たとえ近距離であっても、特に女性が関所を通る場合などは、名主等が発行する関所通り証文が必要でした。

差上申証文之事（坂本宿勸四郎下女一人、五料村十右衛門借り置きに付関所通り願い）
（弘化3年8月、中島徳造家文書 P8909 No. 3169）



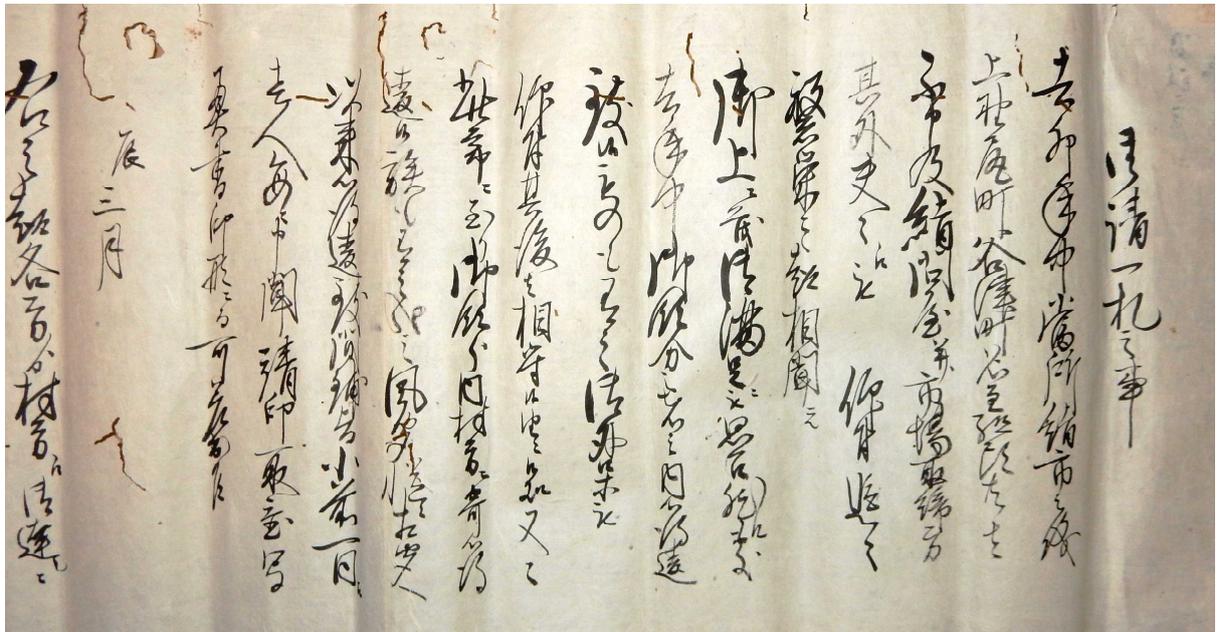
乍恐以書付御注進奉申上候（五料村字中木 要右衛門家より出火に付注進申上書）
（安政3年正月、中島徳造家文書 P8909 No. 3625）



〔字中木 火元要右衛門家並びに類焼家屋敷絵図〕
（安政3年正月カ、中島徳造家文書 P8909 No. 3627）

上の文書は、五料村の村役人7名から安中藩役所へ宛てて出された、安政3年正月26日朝五ツ半（午前8時）頃発生の火災に関する注進申上書です。字中木は、五料と碓氷川をはさんだ南側の地域で、百姓要右衛門家が火元でした。折からの西風により2軒に類焼し、火元を含む本家3軒・下家3軒を焼失しました。人馬に怪我はなく、昼四ツ半時（午前10時）頃に鎮火しました。

左の絵図は、同じ火災の絵図です。南西の要右衛門家が火元となり北西の安之丞家、同家東側の喜兵衛家へと類焼し、焼失した各家の主屋・下家・屋敷森が朱色で描かれています。屋敷森伝いに2軒へ類焼したものと思われます。



御請一札之事（安中絹市の議定請印証文、部分）
（安政3年4月、中島徳造家文書 P8909 No. 3607）

この文書は、五料村の村方三役 11 名から安中城下の下野尻町・上野尻町・谷津町の各名主に宛て出された安中絹市議定に関する同村小前惣代の請印証文（控）です。議定内容は、安政2年6月、これまでの伝馬町の市に加え上記3町に新市（六斎市）を立て市場・市日を増やすこと、商人は伝馬町の宿へ宿泊すること、市日の荷物は安中宿問屋が指図すること、などです。

しかし、安中絹市の絹・生糸・繭等の相場が安く領内には高値で売れる他所の市へ運ぶ「心得違（こころえちがひ）」の者がいたため、領内村々小前1人ごとに安中4町の市以外へ持ち出さないよう申し聞かせ、請印を取り置いたことがわかります。（『安中市史』などより）



乍恐以書付奉願上候（五料村水車敷年貢上納願書）
（安政3年2月、中島徳造家文書 P8909 No. 3451）

この文書は元々、安政5年正月に五料村願人源五兵衛と同村村方三役9名から安中藩役所宛てに提出された碓氷川水車敷年貢上納願書の控です。同藩役所から水車設置不採用の回答があった2月4日、この控書に加筆・修正したものと思われます。年号下の「正」の文字を削り「二」に書き換え、その下に「四日」と小さく加筆されています。また、差出人らの上にも「右は御取り用に相成り申さず、（以下略）」と加筆されています。天明3年（1783）浅間山大噴火による降灰被害地の下々畑の一部に水車を設置しようとしたことがわかります。

※今回の展示史・資料については、別紙一覧表を御覧ください。

【群馬県立文書館】 〒371-0801 群馬県前橋市文京町 3-27-26
（もんじょかん） TEL：027-221-2346 FAX：027-221-1628
E-mail：support@archives.pref.gunma.jp

平成27年度 新規公開文書展「藤岡市三波川 飯塚家文書と安中市五料 中島家文書」展示史料一覧

2016(平成28)年3月25日

No.	古文書表題	和暦年	西暦年	月日	文書群・簿冊名	請求番号	文書番号	形態
1. 飯塚馨家の戦国期文書								
①	〔三波川村と高山村道出入并山論裁許絵図〕 * 彩色有、215.0cm×267.0cm、マイクロ閲覧	(享保8年	[1723]カ		飯塚馨家文書	P8214	No.11210-2	1舗
②	北条家朱印状	壬子(天文21)年	1552	3月	飯塚馨家文書	P8214	No.12279	縦1通
③	武田勝頼判物	年次不詳		正月	飯塚馨家文書	P8214	No.12297	切1通
④	長井政実判物(仕置)	(天正10年	[1582]カ	6月	飯塚馨家文書	P8214	No.12285	縦1通
⑤	北条氏邦朱印状(此度御検知之高辻事)	戌(天正14)年		10月	飯塚馨家文書	P8214	No.12287	継1通
⑥	北条氏邦朱印状	亥(天正15)年	1587	8月	飯塚馨家文書	P8214	No.12289	折1通
⑦	猪俣邦憲判物(知行方)	亥(天正15)年	1587	9月	飯塚馨家文書	P8214	No.12291	折1通
⑧	長井政実判物(知行方)	寅(天正18年	[1590]カ	7月	飯塚馨家文書	P8214	No.12295	折1通
2. 中島徳造家の近世文書								
⑨	板倉伊予守領分上州碓氷郡五料村往還通絵図面 * 彩色有、27.8cm×157.8cm、マイクロ閲覧	文化元年	1808	8月	中島徳造家文書	P8909	No.5874	1舗
⑩	差上申証文之事(坂本宿勤二郎下女一人、五料村十右衛門方借り置きに付碓氷関所通り願)	弘化3年	1846	8月	中島徳造家文書	P8909	No.3169	縦1通
⑪	往来一札之事(五料村伊之吉、諸国神社仏閣拝礼に付関所通り証文)	嘉永7年	1854	8月	中島徳造家文書	P8909	No.3252	縦1通
⑫	乍恐以書付御進奉申上候(五料村字中木要右衛門家より出火に付注進申上書)	安政3年	1856	正月	中島徳造家文書	P8909	No.3625	継1通
⑬	〔字中木 火元要右衛門家並びに類焼家屋絵図〕	(安政3年	[1856]	正月カ	中島徳造家文書	P8909	No.3627	1舗
⑭	御請一札之事(安中絹市の議定請印証文)	安政3年	1856	4月	中島徳造家文書	P8909	No.3607	継1通
⑮	乍恐以書付奉願上候(五料村水車敷年貢上納願書)	安政5年	1858	2月	中島徳造家文書	P8909	No.3451	継1通
⑯	〔五料村源五兵衛願上水車地所絵図差上書〕	安政5年	1858	2月	中島徳造家文書	P8909	No.3615	継1通



長井政実判物(〔天正10年カ〕6月、飯塚馨家文書 P8214 No.12285)



長井政実判物(寅〔天正18年〕カ7月、飯塚馨家文書 P8214 No.12295)



往来一札之事(五料村伊之吉、諸國神社仏閣拝礼に付關所通り証文)(嘉永7年8月、中島徳造家文書 P8909 No.3252)



【五料村源五兵衛願上水車地所繪圖差上書】(安政5年2月、中島徳造家文書 P8909 No.3615)



板倉伊予守領分上州碓氷郡五料村往還通繪圖面(文化元年8月、中島徳造家文書 P8909 No.5874)